

・改正法第5回で認定した自治体(30市町村)は以下のとおり。<30計画、30市町村(11都道府県)>

北海道1(1)	北広島市	奈良県17(17)
山形県1(1)	鮭川村	山添村、平群町、三宅町、
福島県1(1)	天栄村	御杖村、高取町、明日香村、
埼玉県1(1)	鳩山町	上牧町、王寺町、河合町、
東京都1(1)	渋谷区	下市町、黒滝村、天川村、
静岡県1(1)	函南町	野迫川村、十津川村、下北山村、
京都府3(3)	宮津市、大山崎町、	上北山村、川上村
	伊根町	徳島県1(1) 美馬市
大阪府2(2)	豊能町、田尻町	香川県1(1) 宇多津町

\* 上記に加えて計画変更申請自治体が114件。

\* 都道府県の後ろの数字は、計画数(市区町村数)となっている。

\* 令和2年6月26日時点における認定件数は1,299計画(47都道府県1,455市区町村)

\* 宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、石川県、福井県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、広島県、山口県、福岡県、長崎県、大分県についてはすべての市町村で認定。